

たかしま

Takashima City
Public Relations

広報

2015

平成 27 年

2

月号

No. 181

特集 あなたは 医療や介護が必要になった時 どこで過ごしたいですか? …②-④

主な
内容

- ・水道料金を改定します …… ⑥-⑦
- ・国民健康保険税の税率が変わります …… ⑧-⑨
- ・高島市いじめ防止基本方針を策定しました …… ⑫-⑬
- ・びわ湖たかしま就職フェア …… ⑮
- ・環境センター管理運営委員会を設置しました …… ⑰



高島市の新成人を祝う式典が、
1月11日(日)に高島市民会
館で開催されました。詳しくは、
P20 をご覧ください。



新たな門出 成人式 2015

特集

あなたは

医療や介護が必要になった時

どこで過ごしたいですか？

医療や介護が必要になっても

住み慣れた家や地域で自分らしく過ごしていくために

高島市では高齢化率が県内でも2番目に高く、平成26年10月末現在では30・3%となっています。

高島市の特徴として、平成52年（2040年）までに、人口は年々減少し、特に生産年齢（16歳～64歳）の人口減少が著しく、反面、高齢者、特に85歳以上の高齢者人口は増加すると推計されています。

医療や介護が必要な人が急激に増える恐れがある一方、支え手となる若者は減り続けていきます。

そのような状況の中、病気になっても介護が必要になっても安心して老後を過ごすために、今からできることを考えておくことが大切です。

今年度、市民を対象に無作為抽出（約200名）で行った「在宅医療に関するアンケート調査」から、皆さんのニーズと実態を見てみましょう。

☎ 北部健康いきいき応援センター

☎ (22) 01993

☎ (22) 02992

☎ 南部健康いきいき応援センター

☎ (32) 25220

☎ (32) 39333

✉ (北部南部共通) houkatu@city.takashima.lg.jp



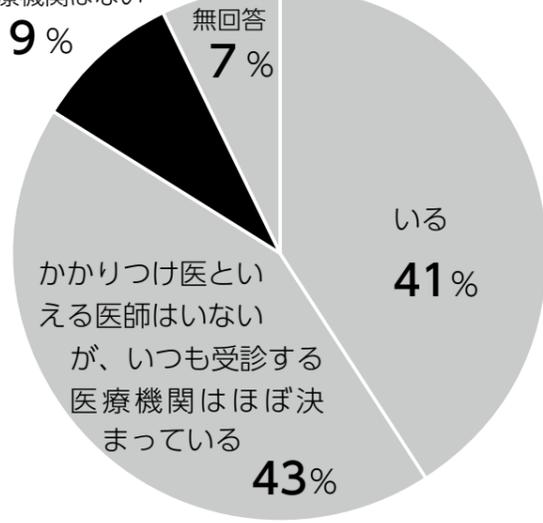
Q 相談できるかかりつけ医はいますか？

かかりつけ医とは、日常的な診療や健康管理など気軽に相談できて診療してもらえる身近なお医者さんのことです。

右のグラフのとおり「かかりつけ医がおられる方」は全体の41%、「かかりつけ医という医師はいないが、いつも受診する病院は決まっている方」も43%「そのような医療機関はない」と回答された方は9%でした。

高島市の方はかかりつけ医もしくは決まった医療機関への受診をされている方が多いようです。

そのような医師
・医療機関はない



Q 医療や介護が必要になった時どこで過ごしたいですか？

「自宅で過ごしたい」と回答された方と「病院で入院を継続したい」と回答された方が約35%でした。実際に自宅で介護を受けている方やそのご家族は、「自宅で過ごしたいけど家族に迷惑がかかる」「体に急変があった時にどうしてよいのかわからないので不安」といった声がよく聞かれます。

在宅で安心して過ごすために必要なことは何でしょうか？



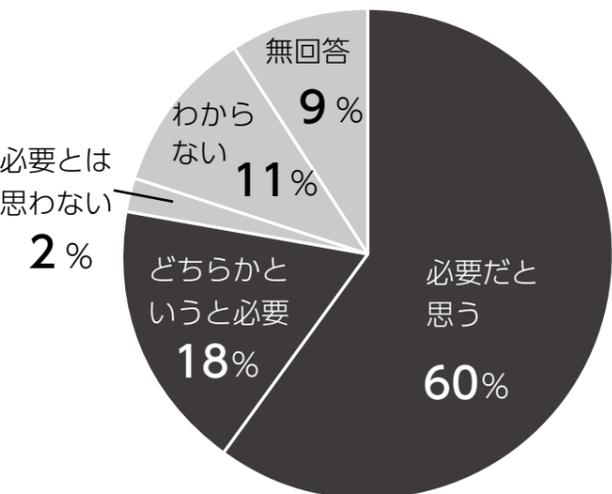
Q 在宅医療の充実が必要と思いますか？

在宅での療養生活を安心して送るためには在宅医療の充実がますます必要となっていきます。

在宅医療とは、末期がん、認知症など通院が困難な患者さんが、住み慣れた自宅で必要な治療や介護が受けられる医療サービスです。

アンケート調査において在宅医療を「充実させることが必要」「どちらかといえば必要」と回答された方は全体の約80%となっています。

医療と介護を充実させるために必要な体制については「24時間いつでも見てもらえる体制」などの希望が上位を占めています。





10周年 振り返れば 高島

平成23年～25年編

孤立集落の生活を守る!! 自衛隊等の支援活動

平成23年、24年の冬は、高島が大雪が見舞いました。平成23年1月には、市職員の雪かき隊が高齢者世帯などの支援に当たり、平成24年2月には、大雪により孤立した集落の生活を守るため自衛隊の出動を得て、日常生活を取り戻すに至りました。



自衛隊の支援

便利さの代償を実感 東日本大震災

平成23年3月に発生した東日本大震災は、発生から4年を迎えようとする今日においても、その爪痕は癒えることはありません。未曾有の原子力事故は、便利さの代償を再認識する契機となりました。原発に隣接する本市も、平成23年8月に原子力防災対策室を設置して、原子力災害に備える体制を執るとともに、同年10月からは

平成25年度は、大きな災害や事件が重なりました。特に、9月に接近した台風18号は本市に豪雨をもたらし、一級河川鴨川の決壊や山間地の土砂災害、出水による浸水などの被害が発生しました。数年間受けたことのない大きな被害にもかかわらず、日常生活を取り戻せた背景には、大勢のボランティア、各機関・事業所等の災害支援、そして多くの義援金等によるもので、人と人が支え合う力の大きさに改めて気づかされた出来事となりました。この大きな災害を教訓に、平成23年以降も吹田市をはじめ農業協同組合4団体、県石油商業組合高島支部、市漁業振

9・16ショック 豪雨災害からの学び

大気中の放射線量の測定を開始しています。また、平成25年4月に滋賀県、長浜市、関西電力(株)、日本原子力研究開発機構および本市との間で原子力安全協定を締結するに至りました。



原子力安全協定 締結式

悲願の市民病院開院と 歴史文化の厚みを実感

喜ばしい出来事もあります。市民念願の高島市民病院の開院、それに先立つ近江高島駅のエレベーター設置が叶うなど生活基盤がまた一つ整いました。さらに、上御殿遺跡からの双環柄頭短剣の鋳型出土、高島の発酵食文化にスポーツを当てた全国発酵食サミットや清水安三先生の生涯をつづった市民劇の成功など、高島の歴史・文化・伝統の厚みに触れたことではないでしょうか。



高島市民病院開院



全国発酵食サミット

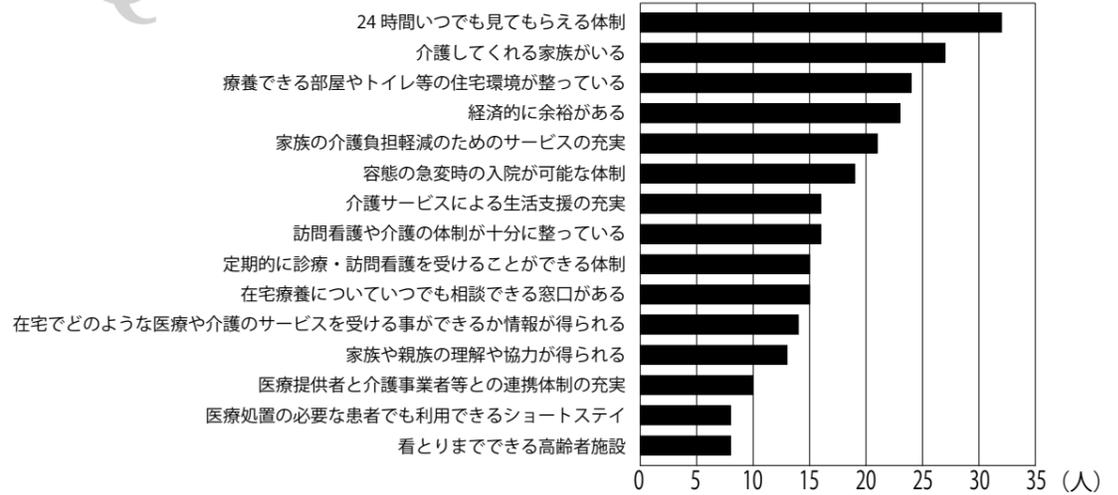
高島市制 10周年 記念事業

3月に開催される記念事業の概要をご紹介します。

実施日	事業名	事業内容	会場
3月	1 ひな祭りジャズコンサート・ファイナル 高島市民会館 (22) 1764	地元ジャズバンドとゲストの出演によるジャズコンサート。	高島市民会館
	15 「たかしま市民音楽祭 & 高島市さつやま劇場」 高島市民会館 (22) 1764	市制10周年を記念し、3年に1度開催している「高島市さつやま劇場」と「たかしま市民音楽祭」をドッキングして実施します。	高島市民会館
	22 たかしま★春の演劇祭 藤樹の里文化芸術会館 (32) 2461	ぶんげい芸術教室の発表公演と高島市内で活躍している演劇団体による公演です。	藤樹の里文化芸術会館
	26～29 第4回書道研究西嶺会書展 西嶺会展示部(澤井) (34) 0871	会員の習作作品と併せて「高島を書く」と題して、郷土ゆかりの万葉集や高島に関する文言を課題に、市制10周年の祝いの書作展とします。	藤樹の里文化芸術会館

※高島市制10周年記念式典は、諸般の事情により執り行わないことといたしました。

Q 医療と介護サービスを充実させるために必要な体制は何だと思いますか？



アンケート調査から 見えてきたもの

高島市の皆さんは、「かかりつけ医」を持っておられる方が多く、できれば在宅で療養したいというニーズが高いようです。反面、家族や周りの方に迷惑をかけることを心配されている傾向が強いことが読み取れます。将来、自分らしくいきいきと生活するために、また住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために今から私たちにできることは何でしょうか？

- 1 かかりつけ医を持ちましょう
「かかりつけ医」を持つことは次のメリットがあります。
①待ち時間が短く、受診の手続きが簡単でじっくり診察してもらえます。
②日常の健康管理のアドバイスをしてもらえます。
③入院や検査が必要な時は適切な病院や専門医を紹介してもらえます。
④病歴や体のこと、生活習慣など理解してもらえ相談がしやすい。
○他にも・・・

- 2 相談できる人を身近に持ちましょう
健康に自信のある方も、健康を維持するため「かかりつけ」を持ちましょう。
- 3 人生の最期をどう過ごしたいか考えておくことも大切です

在宅医療の推進に向けて
市では、医療や介護が必要になっても安心して自宅や地域で過ごしていただける体制整備を進めています。医師、福祉関係者、市役所などが在宅療養に関わるすべての職種が、市民の皆さんと一緒に考えながら「顔の見える関係づくり」と「在宅療養推進のための取り組み」を一体的に進めています。

在宅医療・介護を支える地域づくり

在宅療養シンポジウム 参加無料

自分や家族の療養について考えるとともに、私たちにできることを考えてみませんか。

▶日時 3月7日(土) 13時30分～16時30分

▶場所 安曇川公民館

▶内容
○基調講演
「地域づくりと地域包括ケアシステムの構築」
(講師) みつぎ総合病院 名誉院長 山口 昇氏

○パネルディスカッション
「在宅医療と介護を支える地域づくり～発信!! 在宅医療や介護、地域づくりの現場から～」
自分や家族の療養について考えるとともに、私たちにできることを考えてみませんか。

▶申込締切 3月2日(月)
▶申込方法
電話、ファックス、メールで各健康いきいき応援センターまでご連絡ください。

☎北部健康いきいき応援センター (22) 0193
☎南部健康いきいき応援センター (32) 5250

4月（6月請求分）から

水道料金を改定します

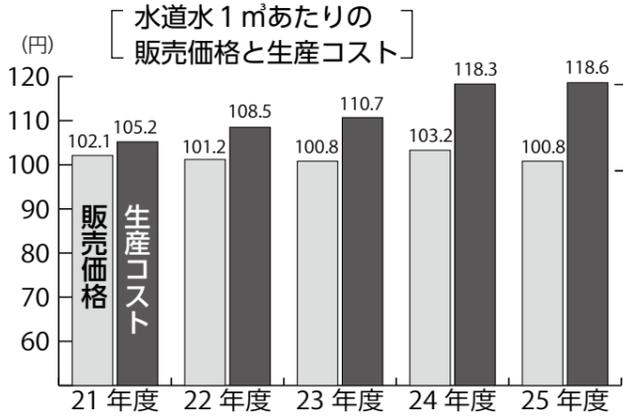
安全な水を
安定してお届けするため
ご理解とご協力をお願いします

水道施設の経営状況

水道事業は、平成19年4月に各地域の水道料金を統一し、平成21年4月には簡易水道特別会計を上水道会計に統合するなど効率的な運営に努めています。

しかし、広報12月号でお知らせしましたとおり、給水原価（生産コスト）が供給単価（販売価格）を上回るという赤字体質にあり、経営改善が必要となっています。また、水道施設の老朽化により、維持管理費や修繕費がこれまで以上に必要となってきます。

市民の皆さまのライフラインである水道を守り、安全な水を安定供給するため、水道料金収入が約22・3%増収となる料金改定を平成27年4月に実施します。



赤字の原因



料金改定の目的

今回の料金改定は、主に経常的な赤字体質の改善を図ることを目的としています。
この改定によって、水道事業基本計画に基づく、平成30年度までの緊急性の高い事業等は計画的に実施できますが、水道施設の老朽化や耐震化対策に要する費用の確保までは難しい状況にあります。
このため、今後は、水道料金を定期的に見直ししていきます。

水道施設の耐震化状況

水道施設（簡易水道、飲料水供給施設を除く。）の耐震化状況は、平成26年3月31日現在で次のとおりです。

- ▼配水池（7池）
すべて耐震性能を満たしています。
- ▼基幹管路（導水管・送水管・配水本管）
耐震化率 5.7%
- ▼浄水施設
耐震性能確認をしていません。



料金改定のポイント

①口径別料金の採用
水道メーターの口径（給水管の呼び径）で基本料金が変化する口径別料金とします。これは、水道施設の規模が最も多く使われるときの水の量で決まるため、一度に多くの水を使える大きい口径ほど費用の負担を高くするものです。



口径はメーター蓋に明示されています。

②基本水量の変更（20m³から10m³）
以前は、公衆衛生上、水道の利用促進を目的に一定水量までの料金を定額としていました。近年は、節水意識の向上と公平性の観点から基本水量のない水道事業者が増えていきます。
水道を取り巻く状況の変化と水道水の使用実態などから、基本水量を20m³から10m³に変更します。

基本料金（2か月、消費税抜）

【現行】

基本水量	基本料金
20m³まで	1,600円



【改定後】

口径	基本水量	基本料金
13mm	10m³まで	1,300円
20mm		1,400円
25mm		2,300円
30mm		3,600円
40mm		6,600円
50mm		10,000円
75mm		25,000円
100mm		46,000円

超過料金（2か月、消費税抜）

【現行】

超過水量	超過料金 (1m³につき)
20m³まで (基本料金に含む)	—
20m³を超え 60m³まで	80円
60m³を超え 140m³まで	90円
140m³を超え 200m³まで	100円
200m³を超え 500m³まで	120円
500m³を超え 1000m³まで	140円
1000m³を超え 1500m³まで	160円
1500m³を超える分	180円



【改定後】

超過水量	超過料金 (1m³につき)
10m³まで (基本料金に含む)	—
10m³を超え 30m³まで	90円
30m³を超え 100m³まで	100円
100m³を超え 200m³まで	130円
200m³を超え 500m³まで	150円
500m³を超える分	170円

水道料金はどのようになるの？

料金があがるの？

口径13mmの使用者が次のケースで水道水を使用した場合の料金を比較しました。（2か月、消費税込）

使用水量	現行の料金	改定後の料金
10m³	1,720円	1,400円
20m³	1,720円	2,370円
30m³	2,590円	3,340円
40m³	3,450円	4,420円
50m³	4,320円	5,500円



どのくらい計算するの？

例えば・・・
口径13mmの使用者が、50m³の水道水を使用した場合

(基本料金)	1,300円
(超過料金 11～30m³)	90円×20m³ = 1,800円
(超過料金 31～50m³)	100円×20m³ = 2,000円
計	5,100円
消費税 (8%)	408円
合計 (10円未満切捨て)	5,500円



公共下水道事業の受益者分担金(負担金)を統一します。

これまで合併前の区域により異なっていた単位分担金（負担金）の額を、平成27年4月1日から次のとおり統一します。

現行

- 1m³当たりの単価
300円～400円
- 公共汚水樹1基
20万円

改正後

- 1m³当たりの単価
350円

4月1日以降に賦課する土地に改正後の金額を適用します。既に徴収猶予をしている土地は現行（改正前）のままです。減免基準、徴収猶予基準の改正もありません。詳しくはお問い合わせください。

問 上下水道課

- ☎(22)9037 (水道)
- ☎(22)9011 (下水道)

平成27年度 国民健康保険税 税率

項目	項目の説明	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
		0歳以上75歳未満		40歳以上65歳未満
所得割	加入者の前年の所得(総所得金額等-33万円)に応じて算出	6.8% (5.3%)	1.9% (1.5%)	2.0% (1.4%)
資産割	加入者の当該年度の固定資産税額(土地・家屋)に応じて算出	10.0% (20.0%)	3.5% (7.0%)	3.5% (7.0%)
均割額	加入者1人あたりの額	25,900円 (23,800円)	7,400円 (6,800円)	9,800円 (9,000円)
平割額	1世帯あたりの額	20,800円 (19,400円)	6,000円 (5,600円)	5,400円 (5,200円)
課税限度額		51万円	16万円	14万円

※()内は平成26年度の税率・税額です。
 ※課税限度額は、税制改正により引き上げが予定されています。

安心して医療が受けられるために…

平成27年度から、国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険(国保)は、皆さんが病気やけがをされたときに必要な給付を行い、安心な生活を送るために設けられた相互扶助の社会保障制度です。引き続き、皆さんが安心して医療が受けられる健全な事業運営を図るため、平成27年度から国民健康保険税の税率を引き上げます。

国保の財源は？

国民健康保険の財源は、加入者が納める国民健康保険税(国保税)のほか、国・県からの補助金などがあります。

市では、税制改正による課税限度額の引き上げを除き平成22年度以降は税率を据え置いてきました。

医療費は県内上位

主な歳出は医療費です。

当市は県内でも特に高齢化率が高く、また医療費は、医療の高度化が進む中で年々増加しています。

す。このようなこともあり、1人当たりの医療費は、県内でも上位に位置しています。

平成25年度は歳入不足に…

このような状況で、平成25年度は、歳入不足を一般会計からの借り入れを受けて大変厳しい国保事業を運営しています。

平成26年度についても一般会計からの借り入れを受けて大変厳しい国保事業を運営しています。

※繰上充用とは、会計年度(4月1日～3月31日)経過後に歳出に対して歳入が不足した場合は、翌年度の歳入でその不足分を補てんすることです。

安心して医療を受けられるように、税率を改正します

現在の国保税の税率では、皆さんが安心して医療が受けられる健全な事業運営を図ることが困難です。このため、やむを得ず税率を引き上げる改正を行います。

加入者の皆さんには、これまでの以上の税負担をお願いすること

なりますが、財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

運営主体が県へ移るため、他市と税率の算定方式をそろえます

国保の運営主体は、将来的には県へ移行する予定です。

保険税はいくらになるのかなあ…？



- 今後の削減予定
 - ・平成27年度… 産割額の税率を半分に引き下げ
 - ・平成28年度… 資産割額の廃止

国保税は、加入者の負担能力に応じた応能部分(所得割額・資産割額)と加入者全体で負担する応益部分(均等割額・平等割額)が、市全体の国保税において、おおむね50:50となるようバランスをとることとなります。

現在、県内で算定方式に資産割額を含めている市は当市のみとなっています。県内の他市との算定方式をそろえるため、税率改正の中で段階的に資産割額の廃止を行います。



一例をお示しして、「説明します。」

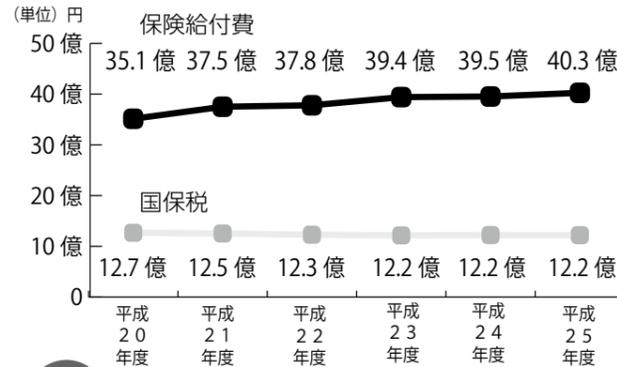
まず、国保税は、世帯で加入されている人数や年齢、加入者の所得と固定資産税に基づき計算されるため、今回の税率改正による影響は全ての世帯で同じではありません。

例えば、次のような世帯を想定して保険税を算定してみると…

【世帯状況】	
(加入者)	40歳代夫婦と子ども2人
(所得金額)	300万円
(固定資産税額)	5万円

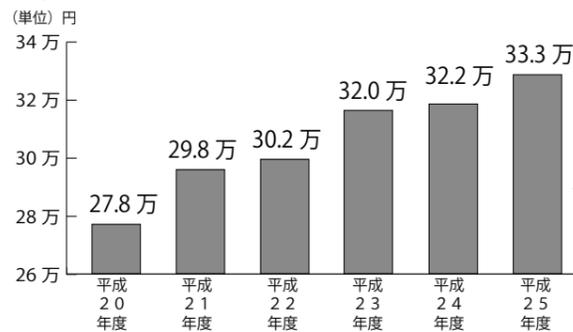
改正前(平成26年度)は、406,400円
 改正後(平成27年度)は、479,000円
 となり、72,600円の増額となります。
 これは、あくまで一例です。各世帯の状況により異なります。

保険給付費と国保税の年度別推移



H20年度から… 保険給付費が、約5億円増加しているにもかかわらず、国保税は、約5千万円減少

一人当たり療養諸費用額 (医療費など)



H20年度から… 5.5万円増加

健康づくりに努め 医療費を抑制しましょう!

- 毎年特定健康診査を受診し、病気の早期発見・早期治療を!
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用しましょう!

○国民健康保険の制度や給付に関すること
 図 保険年金課 ☎(25) 8137

○国民健康保険税の内容や計算に関すること
 図 税務課 ☎(25) 8116

▼ 所得税の申告

▼申告が必要な方

- 平成 26 年中の所得の合計が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- 給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ①給与収入金額が 2,000 万円を超える
 - ②給与を一か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える
 - ③給与を二か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える。

※①～③以外の方にも、申告が必要な場合があります。

▼譲渡所得の確定申告

土地、建物、株式、金地金等の資産を売却した際に、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税の対象となります。

また、平成 24・25 年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成 26 年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成 26 年分の確定申告書の提出が必要です。

▼ 贈与税の申告 2月2日(月) ~ 3月16日(月)

▼申告が必要となる主な方

贈与税は個人からの財産を譲り受けたときに発生する税金で、課税の方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の 2 つがあります。

【暦年課税】…

一人の人が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に譲り受けた財産の合計額から基礎控除の 110 万円差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1 年間のもらった財産の合計額が 110 万円以下なら贈与税はかかりません。（こ

の場合、贈与税の申告は不要です）

【相続時精算課税】…

一定の要件に該当する場合に選択することができます。相続時精算課税を選択した場合、贈与を受けた財産の価格から特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

なお、相続時精算課税制度を適用し特別控除額を控除するためには、期限内（3 月 16 日）に贈与税の申告が必要です。

開催日	会場	受付時間
2月5日(木)	安曇川公民館	9時～11時30分 13時～15時30分
2月6日(金)	マキノ支所 朽木支所	9時～11時30分
2月9日(月)	高島支所	9時～11時30分 13時～15時30分
2月10日(火)	今津支所	9時～11時30分
2月12日(木)	市役所本庁	9時～11時30分



○公的年金受給の方で、次のいずれかに該当する方

- ①公的年金の収入が 400 万円を超える
- ②公的年金以外の所得が 20 万円を超える

※①、②以外の方で、医療費控除等により所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。

※給与所得者の還付申告などの簡易な申告は、市役所でも受け付けています。

ただし、次に該当する方は今津税務署で申告してください。

- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地や株などの譲渡所得がある方
- ・初めて事業所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方

平成 26 年分

税の申告がはじまります

自分で書いてお早めに

問 税務課 ☎ (25) 8116 今津税務署 ☎ (22) 2561

申告期間

2月16日(月) ~ 3月16日(月)

平成 27 年度（平成 26 年分）の市民税・県民税の申告と平成 26 年分の所得税および復興特別所得税（所得税等）の確定申告が始まります。

申告期間中の各会場の受付曜日は右の表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

受付時間

8時30分～11時30分
13時～16時30分

会場	曜日	月	火	水	木	金
市役所税務課		●	●	●	●	●
マキノ支所			●		●	
今津支所		●		●		●
朽木支所			●		●	
安曇川公民館		●		●		●
高島支所			●		●	

●印が受付日です。

▼ 市民税・県民税の申告

▼申告が必要な方

平成 26 年現在、高島市に居住されている方。

ただし、次の方を除きます。

- ①所得税の確定申告を提出した方。
- ②前年中の所得が給与所得のみで、年末調整を済ませている方（勤務先から給与支払報告書のあった方に限ります。）

※平成 23 年分の所得申告から、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、その年分の所得税等の確定申告等は必要ありません。しかし、**市民税・県民税の申告は必要になりますのでご注意ください。**

※所得が全くない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険などに加入されている方は申告が必要です。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請等をされる方についても申告が必要となる場合がありますので、申告期間中に申告してください。※所得証明が必要な方は、申告をされていないと発行できません。

確定申告に必要です。大切に保管してください。

平成 26 年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を普通徴収で納められた方に、納付額を記載した「確定申告用納付確認書（介護保険料は「介護保険料納付証明書」）」を 1 月下旬に送付しています。

▼申告に必要なもの

- 申告書用紙（昨年申告された方）
- 印鑑
- 給与所得者
 - ➔ 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金の受給者
 - ➔ 公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険料や地震保険料など
 - ➔ 支払金額の証明書
- 国民年金保険料・国民年金基金
 - ➔ 支払金額の証明書（控除証明書）
- 国民健康保険税（料）および後期高齢者医療保険料や介護保険料の納付金額が確認できる資料
- 医療費控除を受けようとする方は、平成 26 年中に支払った医療費の領収書
 - ➔ あらかじめ集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください。
- 事業所得者
 - ➔ 決算書（収支内訳書）
 - ➔ 営業や農業による収入がある方は、あらかじめ自分で決算書（収支内訳書）を作成したうえで申告にお越しください。
- 所得税の還付申告をされる方は、預金通帳口座番号（申告者名義のもの）
- その他（申告の内容により必要な書類があります。）



平成 26 年分農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。申告期間中は大変混みますので、ぜひこの機会をご利用ください。

▼次のものをお持ちください。

- ・平成 26 年分収支内訳書の控え（内容ごとに集計し、収支内訳書の控に下書きをしておいてください。）
- ・収支内訳書を作成するために集計した帳簿類
- ・平成 25 年分（前年分）収支内訳書の控
- ・筆記用具、電卓